に、

住宅・市街地防災対策費	都市安全確保促進事業費補助金 市街地緑化防災対策推進事業費補助金

を

住宅・市街地防災対策費	都市安全確保促進事業費補助金 災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金 市街地緑化防災対策推進事業費補助金

に、

都市・地域づくり推進費	民間まちづくり活動促進事業費補助金 集約都市形成支援事業費補助金 国際競争力強化促進事業費補助金

を

都市・地域づくり推進費	民間まちづくり活動促進事業費補助金 集約都市形成支援事業費補助金 国際競争力強化促進事業費補助金 歴史的風致活用国際観光支援事業費補助金

に、

地域連携道路事業費 道路交通円滑化事業費	後進地域特例法適用団体補助率差額

を

地域連携道路事業費 道路交通円滑化事業費 道路交通安全対策事業費離島振興事業費 北海道開発事業費 沖縄開発事業費	後進地域特例法適用団体補助率差額 道路更新防災等対策事業費補助

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○環境省告示第七十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十二条第一項の規定により、福島県及び同法第三十八条第一項の規定に基づき土壌等の除染等の措置を実施した福島県内の市町村に代わって除去土壌（同法第二条第四項に規定する除去土壌をいう。以下同じ。）の大型の運搬車（最大積載量が十トン程度のダンプトラック等をいう。以下同じ。）への積込み及び大型の運搬車による搬出が可能な場所（以下「積込場」という。）から中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項の中間貯蔵を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）までの当該除去土壌の運搬並びに当該除去土壌の中間貯蔵施設での保管を行うので、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）第二条の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十七年五月七日

環境大臣　望月　義夫

一　除去土壌の運搬及び保管を行う区域

㈠　運搬

積込場から中間貯蔵施設までの除去土壌の運搬に使用する大型の運搬車が通過する福島県内の道路等

㈡　保管

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条で定める区域

二　除去土壌の運搬及び保管の開始の日

平成二十七年五月七日

○東海北陸厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十六年十一月四日をもって同表の下欄に掲げるとおり所在地を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月七日

名称	変更前の所在地	変更後の所在地
独立行政法人国立長寿医療研究センター	愛知県大府市森岡町源吾三十五番地	愛知県大府市森岡町七丁目四百三十番地

○関東地方整備局告示第二百五十一号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年五月七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年五月七日

近畿地方整備局長　森　昌文

第1　起業者の名称　奈良県

第2　事業の種類　県道枚方大和郡山線改築工事（奈良県大和郡山市柳町地内から同市北郡山町地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　奈良県大和郡山市柳町及び北郡山町地内

2　使用の部分　奈良県大和郡山市柳町地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、奈良県大和郡山市城町地内から同市天理町地内までの延長915mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道枚方大和郡山線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。